二　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号）第三条第一項のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第四条第二項のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

［新設］

第十二条の三　法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の栄養士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　栄養士法第五条第一項の栄養士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務　当該取消し又は使用の停止に係る者に係る戸籍関係情報

三　栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第三条第一項の栄養士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　栄養士法施行令第四条第一項又は第三項の栄養士の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

五　栄養士法施行令第五条第一項の栄養士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

六　栄養士法施行令第六条第一項の栄養士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

［新設］

第十二条の四　法別表第二の二十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　栄養士法第二条第三項の管理栄養士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　栄養士法第五条第二項の管理栄養士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務　当該取消し又は使用の停止に係る者に係る戸籍関係情報

三　栄養士法施行令第三条第三項の管理栄養士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　栄養士法施行令第四条第二項又は第三項の管理栄養士の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

五　栄養士法施行令第五条第二項の管理栄養士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

六　栄養士法施行令第六条第二項の管理栄養士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報